



# よつば会だより

2021年7月号

発行:NPO法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

7月、1年遅れながらも東京オリンピック・パラリンピックが開催されることになりそうです。開催にあたっての様々な問題点が指摘されているものの、やってよかったと言われ、日本人の底力が全世界から評価される大会になることを期待します。2020年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されると決まった9年前には、私は、何とか体が元気なままにテレビで観戦できればいいなど思ったものです。耳・眼・歯と医者通いが欠かせなくなるなど、老化は確実に進んできていますが、幸いなことに、まだ認知症の兆候はなく、十分にテレビ観戦を楽しむことができそうです。よつば会だより8月号の原稿作りがテレビに妨げられるのではと、今から気をもむことしきりです。



## よつば会家族教室を行います

~今月は24日(土)に「サロンよつば」で~



最近の私の気がかりなことの一つが、ここのところ家族教室や家族のSSTが開催できない状況が続いていることです。コロナ騒動以前には月に一回ですが、家族教室などで参加された方からは当事者の方々の状況把握ができたのですが、ここのところそれができないままになっています。家族教室が開けないのは、広島県に新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言が発令されていたからですが、それが解除された今も、家族教室の会場にしていた尾道市民センターむかいしがコロナウイルスワクチン接種の会場になっていることから、7月も利用できなくなっています。そこで7月は、24日(土)13時30分から「サロンよつば」で家族教室を開くことにします。サロンの部屋が少し狭いことから、やや密になるのですが、そのころにはコロナワクチンの接種もかなり進んでいると思われることから、不安も小さくなってきていると思います。これまで、家族教室の開催は尾道市の広報に案内を掲載してもらっていました。今回は市への依頼はしていません。案内はよつば会だよりのみとなっています。そこで考えたのですが、一つの試みとして、7月の家族教室で話し合うテーマを前もってこの紙面でお伝えしておこうということです。そのテーマを見つけるために、よつば会だよりに「家族教室で話し合しましょう」と書いておきながら話し合っていないことを探してみました。見つけたのが、少し古い話になるのですが、平成28年11月号に、西川浩司さんに講演をしてもらった時のことを書いた記事です。

その記事の一部を再掲します。

「講演の最後に、参加者からの質問を受けてもらいました。質問の一つに『子どもが特に調子が悪くもないのに、作業所などに行こうという気持ちを起こさず、家でぶらぶらしている。どうしたら外に出て何かをしようという気持ちを持たせることができるだろうか』というのがありました。それに対して西川さんは『子どもは親に依存します。食事は親が作ってくれる、洗濯もしてくれる。そんな毎日を送っていたら不満はなく、生活を変えようという気持ちは湧いてきません。しかし、どこかで変わらないといけません。家族に頼れないという考えが出てくると変わってきます。そのためには親がしてやることを徐々に少なくしていくことを考えてみてください』と答えていました」

この文章に続いて、私が「この内容は、よつば会家族教室で皆さんと考えてみましょう」と書いていますが、その後考える場を一度も作っていません。そこで今回、西川さんの答を受けて「どうしたら親がしてやることを徐々に少なくしていくことができるか」を家族教室のテーマにして皆さんで話し合ってくださいことを提案します。しかし、7月の家族教室に、テーマへの答になる何かを必ず用意してくださいというわけではありません。考えてみていただければと思っています。そのうえで家族教室に参加いただくと、他の皆さんからの話をより深く理解することができるでしょう。参加をお待ちしています。

### 6月の活動報告

- \* 新型コロナウイルス禍による緊急事態宣言下のため全て中止

### 7月の活動予定

24日(土) よつば会家族教室 (サロンよつば)

- \* 「サロンよつば」は、水・土曜日にオープンしています  
AM10:00~ 気軽にお越しください





## ～ 親なき後に備えて～ 成年後見制度の検討も



よつば会だより先月号に、「親の高齢化に伴い、精神疾患を抱えた当事者のケアを親ができなくなる状況が多く見られます」と書きました。「親なき後の問題」が、いよいよ具体的になってきたということでしょう。

「みんなねっと」誌6月号の「家族いろいろ」という連載記事のタイトルが「親なき後と成年後見制度加入、そして、10本の糸を」でした。記事の内容が、まさに「親なき後の問題」に取り組む一つの具体例として参考になると思えました。記事の投稿者はある家族会に所属する80代前半の父親で、妻と48歳になる統合失調症の長女との3人暮らしの方です。記事の内容をかいつまんで紹介します。

3年前に、私が意識不明になり救急車で病院に搬送されるというハプニングがあり、そのことが、それまで一日一日先送りしていた「親なき後の問題」と真剣に取り組むきっかけになった。早速、成年後見事務所(法人)に相談して、家庭裁判所に「後見申し立て」をし、申し立ての日から10日足らずで審判が下り、娘の後見人が決まったことに驚くと同時に、妻と二人で胸をなでおろした。おかげさまで両親ともに今までと変わらない3人暮らしができていますので、後見人の出番はほとんどない。本人の年金証書、銀行預金通帳は後見人に引き渡し、管理はすべて後見人をお願いしている。法人への後見業務報酬は法人からの「報酬付与申し立て」を家裁が審判し、審判書に基づき本人の預金から引き落とされている。これまでのところの平均後見報酬は月約2万5千円になっている。この程度の後見業務にしては少々もったいない気もするが、親なき後一人残された娘の最後のセーフティネットと考えれば保険料として仕方ないと思っている」

この記事のように、親なき後に備えて成年後見制度の利用を準備することも、親が元気なうちに検討しておくことの一つだと思われます。後見人は金銭管理や障害者手帳・障害年金の更新手続きなどもやってくれます。当事者が一人暮らしになったときに、かなりのことで支援をしてもらうことができます。成年後見制度についての制度の内容、手続きの進め方などの詳しい内容をこの紙面でお伝えすることは難しいのですが、成年後見制度を検討してみようという方がおられましたら、ある程度の説明を谷口が行ないます。気軽に電話してみてください。(よつば会だよりを保存されていたら、平成29年3月号・4月号に、成年後見制度についての記事がありますので、参考にしてください)

「みんなねっと」誌への投稿者の記事の後半は、タイトルにもある「そして10本の糸を」のことに触れています。後見人が決まったとしても、後見人が生活全般を支援してくれるのではないので、当事者は他の支援を求めることも必要になるでしょう。内容は「親なき後一人暮らしになっても、本人の周辺に相談先、関心を持ってくれる人または施設、SOSを出せる先を10人(10か所)用意しておけば、無事に生きていける」という、冊子「親なき後に備える」に記載されている内容からの文章を載せています。10人(10か所)は、①病院の担当医②病院のワーカー③行政のワーカー④生活支援センターの計画相談員⑤成年後見人の弁護士⑥ヘルパー⑦父母の友人⑧協会の友人⑨作業所の職員⑩地方にいる親戚などがあげられていました。この10人(10か所)というのは、同時にすべてのところにつながりを持つものではないでしょう。そのうちのいくつかでもつながりを用意できればいいのであって、そして、その数が多いほうが安心度が増すということでしょう。どうすればつながりを用意できるかですが病院、行政、作業所などに、親から心配なことなどの相談を持ちかけてみてください。相談に応じてくれれば、つながりの第一歩になるでしょう。どのように相談を持ちかけたらよいのかに不安な方がおられましたら谷口と一緒に考えますので、ご連絡ください。(N.T)